

(続紙 1)

京都大学	博士 (地球環境学)	氏名	喜多川 進
論文題目	ドイツ容器包装廃棄物政策史研究 1970-1991		
(論文内容の要旨) 本論文は、廃棄物政策の分野において世界的な標準をつくりだしたと評価されているドイツ容器包装廃棄物政策を対象にしている。しかし、論文の内容は、政策のあり方や効果を論じようとするものではなく、環境政策史的方法を用いて、政策の成立過程と決定要因を解明しようとするものである。 本論文が対象とするドイツの容器包装廃棄物政策は、1991年に制定された包装廃棄物政令が世界的に注目を浴びたのであるが、本論文ではその前史ともいえるべき1970年代にまでさかのぼって検討し、1986年までの容器包装廃棄物政策の展開過程を整理し、その特徴がまず概括される。連邦環境省が設立されるまでの廃棄物政策は連邦内務大臣によって担われたが、とりわけツィママン内務大臣によって容器包装廃棄物政策が推進された要因が分析される。さらに、ヴァルマンが連邦環境大臣に就任後、連邦政府およびBMUなどから容器包装廃棄物政策に関する一連の報告書が公表され、またそれに対する経済団体の反応や動向が整理され、包装廃棄物政令導入の必要性や条件が形成される過程が跡付けられる。 続いて、包装廃棄物政令の立役者であるテプファーが連邦環境大臣に就任するが、その当時における緑の党や社会民主党の容器包装廃棄物政策が整理されるとともに、各州、とりわけ容器包装廃棄物政策の形成に影響を及ぼしたと思われるバイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ラインラント・プファルツ州の動向が分析される。バーデン・ヴュルテンベルク州が生産者責任の考え方を提案したこと、廃棄物輸出問題が生じたこと、さらにドイツ統一による東ドイツ併合の影響などもあわせて分析される。 包装廃棄物政令制定の直近にあたる1990年上半期、および1990年下半期から1991年における容器包装廃棄物政策の展開に関しては章をあらためて、一次資料の丹念な渉猟とその分析に基づいて、包装廃棄物政令の骨格にあたるデュアル・システムの概要の公表前後における利害関係者の態度とその変容過程が整理される。公聴会における議論の展開が、賛成団体、条件付き賛成団体、反対団体という政令に対する態度により分類され、また環境保護団体、消費者団体、産業団体などその職能に応じて分類して、それぞれの態度表明の根拠や背景が分析され、包装廃棄物政令の構図が解明される。 さらに、包装廃棄物政令の当初案とその修正に関する議論の過程も分析され、リターナブル率が導入された要因をはじめ包装廃棄物政令が成立した政治経済的要因が提示される。そして、保守政権下において包装廃棄物政令が成立した背景には環境産業や新たな環境市場が生み出されるという産業的利益に合致する側面があったこと、ビール製造業など地域産業保護という側面も有していたこと、政治家が持つ政策導入契機も重要な要因になること、などが指摘され、結論とされる。 なお、補論においては、本論を通じて試みられた環境政策史という新しい研究領域の学術的意義が論じられ、研究対象と研究方法に関する試論的考察が提示される。			

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を35字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、2,000～5,000 charactersで作成することとし、その場合、審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

ドイツ容器包装廃棄物政策は、消費後の廃棄物の回収・リサイクルに対して生産者の責任を問う制度を世界に先駆けて導入したことによって知られている。そして、拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility)という新しい政策理念をその実現を図るための制度として具体化し、世界各国の容器包装廃棄物政策の参照モデルになった。こうしたことでドイツ容器包装廃棄物政策は世界各国において、また政策論的にも高く評価されているのであるが、そうした政策が生まれた政治的・経済的背景については意外なほどわかっておらず、ともすれば、こうした制度成立の背景や原因を、ドイツ国民の環境意識の高さや緑の党に代表されるドイツにおける環境保護運動の影響力の強さ一般に求める議論などが通説化していた。

それに対して本論文は、ドイツにおける容器包装廃棄物政策とりわけ包装廃棄物政令の成立に関与した政治家が政治的立場からいえば保守的でむしろ産業界擁護的であったことに着目し、なぜそうであるにもかかわらず拡大生産者責任という一見すると産業界にとっては負担になると考えられる制度が成立したのかという設問を設定する。そして、容器包装廃棄物政策の形成にかかわる利害関係者の証言や報告書など一次資料を丹念に収集・分析し、通説とは異なる容器包装政策史として描き上げ、今後の研究の共通の基礎ともなるべき業績を上げたことは本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的貢献である。

本論文の学術的貢献を示せば、以下のとおりである。まず何よりも、容器包装廃棄物政策の成立に関連して従来知られていなかった事実を発掘することに成功し、それに基づいてなされた包装廃棄物政令成立の要因分析は研究の方法としても興味深いものがあり、貴重な学術的貢献として高く評価できる。そして、包装廃棄物政令は確かに産業界に新たな責任を付与しその限りにおいて負担が生じるものであるけれども、同時に新たな産業領域や市場の開拓、また既存産業界の利益を維持する側面もある制度として設計されており、またそうした利害関係が反映した側面があることを実証的に示したことは、包装廃棄物政令成立の通説的理解とは異なる説明が可能になる経済的背景を解明した業績として意義深い。さらに、本論文は環境政策史という新しい研究領域を確立しようという志向にも基づいており、容器包装廃棄物政策史に関する研究論文にあわせて、環境政策史研究の方法と対象の明確化を試みた試論的な補論も本論文の学術的な展望を示すものとして評価できる。

本論文は新しい領域における開拓的な研究であるだけに、今後の研究に待つともいふべき残された課題も少なくない。公文書を中心にした資料を分析しているが、それには反映されていない資料収集は行われておらず、本論文の分析の基礎になる事実と全貌の把握は十分とは言えない。こうした課題は残されているものの、容器包装廃棄物政策の展開過程を理解するうえで欠かせない研究成果であるとともに、地球環境学の新しい領域を開拓した研究としても高く評価できる。

平成24年2月15日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

注) 論文審査の結果の要旨の結句には、学位論文の審査についての認定を明記すること。

更に、試問の結果の要旨(例えば「平成 年 月 日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果合格と認めた。」)を付け加えること。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日: 年 月 日以降